資料５-９

○堺市情報公開条例　（抜粋）

平成１４年１２月２５日
条例第３７号
改正 平成１５年１２月２２日条例第４１号
平成１６年１２月２２日条例第７１号
平成１７年１２月２２日条例第４９号
平成１７年１２月２２日条例第５５号
平成２０年９月３０日条例第３９号
平成２３年１２月１５日条例第３６号
平成２８年３月２５日条例第２号

（出資法人等の情報公開）

第３６条　本市が出資その他財政支出等を行っている法人（本市が設立した地方独立行政法人を除く。）であって、実施機関が定めるもの（次項及び次条において「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

２　実施機関は、所管する出資法人等に対し、前項の措置を講ずるよう指導に努めなければならない。

（平１７条例４９・平２３条例３６・一改）

（指定管理者の情報公開）

第３６条の２　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定による指定を受けたもの（出資法人等を除く。以下この条において「指定管理者」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報であって当該指定に係る公の施設の管理に関するものの公開を行うため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

２　実施機関は、所管する指定管理者に対し、前項の措置を講ずるよう指導に努めなければならない。

（平１７条例４９・追加）